



目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定(福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出()	1
○大規模小売店舗の変更の届出に関する意見の概要(2件)(経営支援課)	1
○家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令(畜産振興課)	1
○家畜防疫員の注射を受けるべき旨の命令()	2
○保安林の指定予定の通知(3件)(治山林道課)	2
○保安林の解除の予定(4件)()	3
○公共測量の実施の通知(2件)(用地対策課)	3
○道路の区域変更(2件)(道路課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	4
○政治団体の届出事項の異動の届出	4
○政治団体の解散の届出	4
落札公告	
○落札者等の公告(人事課)	4

告 示

高知県告示第82号

医療機関について、次のとおり生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。

令和8年2月24日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
母子特化型訪問 香南市野市町西野1733番地4 令7・12・10
看護ステーション
ママスマイル
こうち

高知県告示第83号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和8年2月24日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃 止 年 月 日
薬 局 清 流 香美市土佐山田町楠目39-1 令7・10・31
高知県告示第84号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月24日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
令和7年10月高知県告示第643号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール高知
高知市秦南町一丁目144番地の1
- 意見の概要
意見なし

高知県告示第85号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月24日

高知県知事 濱田 省司

- 法第8条第1項の規定により高知市から聴取した意見(以下「意見」という。)の対象となった届出に係る告示
令和7年10月高知県告示第650号
- 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
パワーセンター高知
高知市介良字長丁317-1ほか
- 意見の概要

意見なし

高知県告示第86号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月24日

高知県知事 濱田 省司

- 実施の目的
監視伝染病の発生を予防し、又は予察するため
- 実施の内容
(1) 発生の予防

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病	県内一円	<ol style="list-style-type: none"> 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育されている雄牛 1又は2の牛と同一施設内で飼育されている牛 繁殖の用に供する目的で県外から導入される牛であって、導入される牛が飼育される場所を管轄する家畜保健衛生所長が検査が必要であると認める牛 その他知事 	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)別表第1に規定する検査の方法

		が検査が必要であると認める牛		
伝達性海綿状脳症	〃	死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛の死体	〃	〃
腐蝕病	〃	知事が検査が必要であると認める蜜蜂	〃	通常行う方法
その他の監視伝染病	〃	知事が検査が必要であると認める家畜	〃	〃

(2) 発生の予察

疾病名	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
アカバネ病	県内一円	牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間において、対象となる家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日	通常行う方法
チュウザン病	〃	牛、水牛、めん羊及び山羊	〃	〃
アイノウイルス感染症	〃	牛、水牛及び山羊	〃	〃

高病原性鳥インフルエンザ	〃	鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥	〃	〃
豚熱	〃	豚及びいのしし	〃	〃
アフリカ豚熱	〃	〃	〃	〃

高知県告示第87号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜について豚熱の発生を予防するための家畜防疫員の注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において読み替えて準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和8年2月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 実施の目的
豚熱の発生を予防するため
- 2 実施する区域
県内全域
- 3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
豚又はいのししであって、当該家畜が飼育されている場所を管轄する家畜保健衛生所長が必要であると認めるもの
- 4 実施の期日
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
豚熱ワクチンの皮下又は筋肉内への注射

高知県告示第88号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年2月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所
香美市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的
水源の涵養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立

木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所
香美市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的
土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第89号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和8年2月24日

高知県知事 濱田 省司

1 保安林予定森林の所在場所
吾川郡仁淀川町大西字ニガノモト1802、1803、字ヒツキリ1826、1830、1832、字ミヤガナロ1833（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的
水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

<p>高知県告示第90号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 令和8年2月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1(1) 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町用居字ヲアアレ丙416、字四十九丙699の2、丙700の12、字コバミ丙1091の1、字クワノキノモト丙1253の2、字アサフン丙1261の1、字フ子ノナロ丙1309の1</p> <p>(2) 指定の目的 水源の涵養</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>2(1) 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町吉ヶ成字ナガ荒820の1、821の1、821の2</p> <p>(2) 指定の目的 水源の涵養</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>3(1) 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町成川字山柿800、字下タヌタノモト875、字ツル井879</p> <p>(2) 指定の目的 水源の涵養</p> <p>(3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める</p>	<p>標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第91号 次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。 令和8年2月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 高知市横浜字執行谷1219の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 公衆の保健</p> <p>3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第92号 次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。 令和8年2月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 高知市横浜字執行谷1219の1（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存</p> <p>3 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第93号 次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。 令和8年2月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 高知市仁井田字並松3368の6（次の図に示す部分に限る。）</p> <p>2 保安林として指定された目的 潮害の防備</p> <p>3 解除の理由 指定理由の消滅 (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部</p>	<p>治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第94号 次の保安林を解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。 令和8年2月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 幡多郡黒潮町馬荷字松ノ本山3946の2</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>3 解除の理由 道路用地とするため</p> <p>高知県告示第95号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年1月26日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和8年2月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量、三次元点群測量）</p> <p>2 作業期間 令和8年1月29日から同年3月25日まで</p> <p>3 作業地域 安芸市穴内</p> <p>高知県告示第96号 高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和8年2月9日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 令和8年2月24日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 作業種類 公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）</p> <p>2 作業期間 令和8年2月16日から同年5月20日まで</p> <p>3 作業地域 吾川郡仁淀川町用居</p> <p>高知県告示第97号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。 その関係図面は、令和8年2月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 令和8年2月24日 高知県知事 濱田 省司</p>
---	---	--

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 本川大杉
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町葛原字森ノ本106番1から吾川郡いの町葛原字森ノ本106番14まで	前	6.4 }	206
	後	8.7 }	206
		22.4 }	
		29.7 }	

高知県告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年2月24日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年2月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宗呂中村
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市有永字トヤノモリ1177番19	前	6.2 }	178
	後	12.8 }	178
		6.2 }	
		29.4 }	

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月24日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司
その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
日本誠真会高知県総支部	山中 誌朗	陰山 竹彦	高知市はりまや町一丁目5-30	令7・12・1
岡田良成後援会	岡田 良成	岡田 由美	吾川郡仁淀川町森山550-12	令7・12・9
岡洋志後援会	岡 海志	岡 愛	安芸郡東洋町甲浦700	令7・12・11
岡崎てつや後援会	武藤 清	岡崎 智子	土佐清水市宗呂丙1117-3	令7・12・17
香美市をよくなる会	時久 恵子	野川 真理子	香美市土佐山田町西本町四丁目12-2	令7・12・25
解決の会	山本 靖知	山本 美穂	高知市朝倉本町一丁目10-9	令7・12・26
森田ひろみち後援会	森田 浩路	森田 順子	土佐市新居1945-8	令7・12・26

高知県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月24日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司
政党の支部（国会議員関係政治団体以外の政党の支部）

区	名称	代表者の	会計責任	主たる事	異動
---	----	------	------	------	----

分	(代表者の氏名)	氏名	者の氏名	務所の所在地	年月日
旧	自由民主党三原村支部 (浅井 大徳)	池本 成	異動なし	幡多郡三原村上長谷52-4	令7・7・31
新		浅井 大徳			
旧	自由民主党梶原町支部 (土釜 清)	吉田 尚人	異動なし	異動なし	令7・12・19
新		土釜 清			

高知県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和8年2月24日

高知県選挙管理委員会委員長 田中 庄司

政党の支部

名称	代表者の氏名	解散年月日
立憲民主党高知県第2区総支部	田所 裕介	令7・11・17

その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日
大崎芳章後援会	高本 康稔	令7・10・16
程岡庸後援会	山下 英	令7・12・7
坂本たかゆき後援会	坂本 孝幸	令7・12・1

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125

号) 第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年2月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高知県職員研修等委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県総務部人事課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年1月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
一般社団法人日本経営協会関西本部 大阪府大阪市西区靱本町一丁目8番4号
- 5 随意契約に係る契約金額
173,379,529円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため